

## 獣医師職業倫理の徹底について

今般，平成21年7月8日付け21消安第2380号をもって，農林水産省消費・安全局畜産安全管理課長から獣医師に対する行政処分がなされた旨と併せて獣医師法をはじめとする関係法令の遵守並びに獣医師倫理の高揚について指導等の徹底を図られたい旨求められたことについて，地方獣医師会あて改めて獣医師職業倫理の指導・普及について次のとおり通知した。

21日獣発第106号  
平成21年7月15日

地方獣医師会会長 各位

社団法人 日本獣医師会  
会長 山根義久

### 獣医師職業倫理の指導・普及について

今般，平成21年7月8日付け21消安第2380号（別添1）をもって，農林水産省消費・安全局畜産安全管理課長から獣医師に対する行政処分がなされた旨と併せて獣医師法をはじめとする関係法令の遵守並びに獣医師倫理の高揚について指導等の徹底を図られたい旨の通知がありました。

獣医師職業倫理の徹底については，これまで獣医師に対する行政処分をはじめ各般の不祥事が発生する都度，貴会会員獣医師に対する指導の徹底をお願いしたところであります。

最近においても，家畜共済事業における動物診療提供の適正の確保等について（平成21年7月6日付け日獣発第98号）により，獣医師が高度専門職業人としての職業倫理意識を常に発揮するよう，日本獣医師会獣医師倫理綱領（獣医師の誓い—95年宣言）の精神に立ち返り，再発等の防止に備えられるよう指導の程をお願いしたところであります。

つきましては，今回の通知を貴会関係獣医師に周知いただくに当たっては，先に通知した獣医師職業倫理の徹底等について（平成19年9月3日付け19日獣発第148号）の記（別添2）に十分ご留意いただき貴会関係獣医師に対し改めて獣医師職業倫理の指導・普及に努められますようお願いいたします。

なお，「日本獣医師会獣医師倫理規程集（改訂版）」は，本会ホームページ（<http://nichiju.lin.go.jp/about/chikai.html>）からダウンロードできることを申し添えます。

### 【別添1】

写

21消安第2380号  
平成21年7月8日

社団法人 日本獣医師会  
会長 山根義久 殿

農林水産省消費・安全局畜産安全管理課長

### 獣医師法第8条第2項に該当する獣医師の処分について

このことについて，獣医師法（昭和24年法律第186号）第8条第2項の規定に基づく処分が平成21年7月8日付けで行われ，別紙のとおり公表されました。

近年，獣医師の社会的責任や期待が高まっている中，このような処分が行われることは，獣医師の社会的信用を失うものであり，大変遺憾であります。

貴職におかれましては，再発防止のため，特に下記について御了知の上，獣医師が社会的信頼に十分こたえられるよう，貴会の獣医師に対して，周知及び指導等を徹底していただきたく願います。

記

獣医師法第8条第2項第3号に規定する同法第5条第1項第3号及び第4号並びに同位第8条第2項第4号に該当するものとして，同法第8条第2項の規定に基づいた処分が行われたことにかんがみ，貴管下の獣医師に対し，獣医師法をはじめとする関係法令の遵守と獣医師倫理の高揚を図り，獣医師の社会的信用を失うことのないよう努められたい。

プレスリリース

平成21年7月9日  
農 林 水 産 省

**獣医師法第8条第2項の規定に基づく獣医師の業務停止処分について**

平成21年7月8日付けで農林水産大臣は、司法処分を受けた次の3名の獣医師に対し、業務停止の処分を行いました。

(1) T. T (36歳：奈良県K市在住)

- ・行政処分内容：業務停止1年
- ・事件の概要：平成21年1月、奈良県内のゲームセンターにおいて、女子高校生のスカート内を盗撮した。
- ・司法処分内容：罰金50万円（略式命令）／公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例（卑わいな行為の禁止）違反

※なお、当該獣医師は平成17年7月に、滋賀県条例違反（卑わいな行為の禁止）として罰金30万円（略式命令）の刑に処せられ、平成18年3月に業務停止4月の行政処分を命じられている。

(2) M. H (45歳：千葉県I市在住)

- ・行政処分内容：業務停止6月
- ・事件の概要：平成20年12月、千葉県内の自身が経営する畜産関係会社敷地内において、産業廃棄物である豚の死体16頭を廃棄した。
- ・司法処分内容：懲役1年（執行猶予3年）及び罰金40万円／廃棄物の処理及び清掃に関する法律（投棄禁止）違反

(3) I. M (69歳：愛知県N市在住)

- ・行政処分内容：業務停止3年
- ・事件の概要：平成19年10月～12月、愛知県内において、医薬品1個を無許可で販売し、約500個を販売目的で貯蔵した。
- ・司法処分内容：懲役10月及び罰金50万円／薬事法（医薬品の販売業の許可）違反

※なお、当該獣医師は、平成3年1月に薬事法違反として懲役10月（執行猶予3年）、平成10年4月に薬事法違反として懲役2年（執行猶予5年）及び罰金200万円の刑に処せられている。

農林水産省は今回の事案を受けて、各都道府県及び社団法人日本獣医師会に対して薬事法違反等の事実を通知し、獣医師のコンプライアンスの徹底を求めました。

**【別添2】**

**獣医師職業倫理の徹底等について**

(平成19年9月3日付け19日獣発第148号)

記

1 日本獣医師会獣医師倫理関係規程集（平成19年（改訂版））に記載した「獣医師の倫理綱領」及び「動物臨床の行動規範」を会員獣医師が熟知の上、法令遵守をはじめとする獣医師職業倫理の徹底を期すること。

なお、獣医師については罰金以上の刑罰に処せられた場合のほか、獣医師道に対する重大な背反行為、獣医事に関する不正な行為があった者などについても免許取り消しや業務停止の行政処分に処せられることとなることに十分留意すること。

2 貴会において、会員獣医師に限らず獣医師又は関係者が獣医事関係法令に違反する事例の情報に接した場合は、「獣医師に対する行政処分及び獣医事適正確保に係る指導強化等について（平成15年12月9日付け15日獣発第223号）」の別添1（獣医師に対する行政処分について（平成15年11月26日付け15消安第3609号。農林水産省消費・安全局衛生管理課長通知））の記の規定に基づき、貴会の活動区域を管轄する獣医事監視取り締まり当局に対し通報の上、当局による是正指導、告発等の然るべき対応を求めること。